

議案第100号

富士見市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月8日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

人事院勧告等に伴い、富士見市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の80」の次に「、12月に支給する場合には100分の90」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の37.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の42.5」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員以 外の職 員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300

25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		

78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	409,700			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	410,000			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	410,200			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	410,400			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	410,700			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	411,000			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	411,200			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	411,400			
94		294,000	341,800	380,600	392,500	411,700			
95		294,400	342,300	381,000	392,800	412,000			
96		294,800	342,700	381,400	393,000	412,200			
97		295,000	342,800	381,800	393,200	412,400			
98		295,300	343,300	382,200	393,500	412,700			
99		295,700	343,700	382,600	393,800	413,000			
100		296,100	344,000	383,000	394,000	413,200			
101		296,300	344,300	383,400	394,200	413,400			
102		296,600	344,700	383,800	394,500	413,700			
103		297,000	345,100	384,200	394,800	414,000			
104		297,300	345,500	384,600	395,000	414,200			
105		297,500	346,000	385,000	395,200	414,400			
106		297,800	346,400	385,400	395,500	414,700			
107		298,200	346,800	385,800	395,800	415,000			
108		298,500	347,200	386,200	396,000	415,200			
109		298,700	347,700	386,600	396,200	415,400			
110		299,100	348,100	387,000	396,500	415,700			
111		299,500	348,400	387,400	396,800	416,000			
112		299,800	348,700	387,800	397,000	416,200			
113		299,900	349,200	388,200	397,200	416,400			
114		300,200		388,600					
115		300,500		389,000					
116		300,900		389,400					
117		301,100		389,800					
118		301,300		390,200					
119		301,600		390,600					
120		301,900		391,000					
121		302,300		391,400					
122		302,500							
123		302,800							
124		303,100							
125		303,400							
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

第2条 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第8条第4項中「としての」を「たる」に改める。

第9条第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「としての」を「たる」に改め、同項第2号中「としての」を「たる」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「としての」を「たる」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る

る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員以外のものが行8級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第17条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」を「100分の40」に改める。

(富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「を承認されている」を「又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

(富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第4条 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び第14条第2項第17号において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者」を「除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下この条において「要介護者」という。）」に改め、「をいう。）における」との次に「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」

とあり」を加える。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第14条第2項第17号中「要介護者の」を「次条第1項に規定する要介護者（以下この号において「要介護者」という。）の」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、富士見市一般職の職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

（富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「371,000円」を「372,000円」に、「419,000円」を「420,000円」に改める。

第10条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第1条の規定（富士見市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定 平成28年4月1日
  - (2) 第1条の規定（給与条例第17条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定 平成28年12月1日

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第6号）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号まで



のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を

- 「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠く。）」とあるのは
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員の場合（前号に該当する場合を除く。）
  - (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員の場合（第1号に該当する場合を除く。）

養親族たる子又は前条第2  
22歳に達した日以後の最  
くに至った場合を除く。）

が配偶者のない職員となつ と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは

が配偶者を有するに至った

」

「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親

族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第4条の規定による改正前の富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、第4条の規定の施行の日（以下この項において「第4条施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第4条の規定による改正後の富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく第4条施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（規則への委任）

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。